



届出・証明

※町税に関する証明については、「税金(P.63)」をご覧ください。

住民登録に関する届出・証明書

問 住民課 ☎内線142~146

住民登録は、皆様が三芳町民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、さまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。住所や世帯に変更があったときは、忘れずに届出をしてください。

届出

届出の種類	いつ	だれが	届出に必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	本人か世帯主または代理人 (親子、兄弟姉妹でも、同じ世帯でないときは委任状が必要です。)	・前住所地の市区町村長が発行した転出証明書
転出届	新住所に移る14日前または転出してから14日以内		【共通】 ・代理人の場合は委任状または代理人選任届書 ・届出する人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等、本人確認できる書類 ・在留カード(外国人) ・住民基本台帳カード(持っている人)
転居届 (町内の異動)	転居した日から14日以内		【転入届・転居届】 ・マイナンバーカード
世帯主変更届 世帯分離 世帯合併	変更した日から14日以内		【別途手続きが必要なためお持ちいただくもの】 ・国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ・介護保険被保険者証(該当者のみ)

証明書(有料)

証明の種類	だれが	申請に必要なもの
住民票の写し (個人・世帯・除票)	本人か同一世帯にある人 または代理人	・代理人の場合は委任状または代理人選任届書 ・窓口に来る人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等、本人確認できる書類
記載事項 証明書		

※同一住所に住んでいても、世帯が分かれている人の証明を取得するには委任状または代理人選任届書が必要になります。
 ※提出先によって、本籍や続柄などを記載する必要がある場合がありますので、提出先に記載内容を確認してからご請求ください。
 ※除票は、転出や死亡により消除されて一定期間を経過すると発行できない場合があります。

窓口における本人確認について

住民票や戸籍に関する届出、証明書請求の際、窓口で本人や代理人を確認するため本人確認できる書類の提示が必要です。(平成20年5月住民基本台帳法改正による。)

◆本人確認書類

- ①官公庁が発行した顔写真つきの証明書で有効期限内のもの(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カード等)……1点
 - ②「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載されたもの(健康保険証・年金手帳・学生証・子ども医療費受給者証など)……2点
- その他、ご不明な点がございましたら住民課住民担当までお問い合わせください。



広告

「安心・安全」への備えへ
 **大室防災株式会社**
 おかげさまで創立50周年
 防災や消防設備のことならお任せください



ふじみ野市大井中央4-10-33
 (代) TEL 049-261-4001
 FAX 049-261-4064

出生・婚姻・死亡など戸籍に変動があった場合には次のような届出が必要です。なお、戸籍は住民票と違って、転入・転出手続きなどでは異動しませんので、三芳町に住んでいても、本籍が三芳町にない場合があります。戸籍に関する証明書は、本籍地の市区町村でしか発行できませんのでご注意ください。

届出書

種類	いつ	だれが	どこで	届出に必要なもの	注意していただきたいこと
婚姻届	届け出た日から法律上の効力が発生。	夫・妻になる人	夫・妻の本籍地または住所地(所在地)	・届出人の印鑑(旧姓) ・戸籍謄本(届け出る市区町村に本籍がない人) ・マイナンバーカード(氏が変わる人)	・未成年者は父母の同意が必要 ・証人(成人2名)が必要
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)。	父、母、父または母が届出できないときは同居者、出産に立ち会った医師または助産師	父か母の本籍地 届出人の住所地(所在地) 出生地	・出生証明書 ・母子健康手帳 ・届出人の印鑑	生まれた子の名前には、常用漢字、人名用漢字またはひらがな、カタカナ
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内。	親族、同居者及び故人が死亡したところの土地・家屋の保有者または管理者、成年後見人	死亡者の本籍地 死亡地 届出人の住所地(所在地)	・死亡診断書 ・届出人の印鑑	使用する斎場等で火葬の予約を済ませてから届出
離婚届	協議離婚のときは、届け出た日から法律上の効力が発生。 調停離婚の場合は調停成立日から、審判・裁判離婚の場合は判決確定から10日以内に届け出が必要。	協議離婚のときは夫と妻 調停・審判・裁判離婚のときは申立人	夫婦の本籍地 届出人の住所地(所在地)	・届出人の印鑑 ・戸籍謄本(届け出る市区町村に本籍がない人) ・調停証書の謄本または審判書(家庭裁判所) ・判決書の謄本と確定証明書(家庭裁判所) ・マイナンバーカード(氏が変わる場合)	・協議離婚の場合は証人(成人2名)が必要 ・離婚後も婚姻中の氏を称するときには別の届出が必要(3か月以内) ・子を父(母)の戸籍に入籍させるには家庭裁判所の許可+別途届出が必要

- ※届出の際には身分証明書を確認します。
- ※戸籍の届出のみ、土・日曜日、祝日も日直室(本庁舎地下)で受け付けています(できるだけ前もって平日にご連絡ください)。
- ※戸籍に関する届出はこのほかに入籍届・養子縁組届・養子離縁届・転籍届などがあります。
- ※外国籍の人の届出についてはお問い合わせください。



三芳町フォトギャラリー
Miyoshi Town Photo Gallery



証明書(有料)

三芳町に本籍がある(あった)人または同じ戸籍に記載されている(いた)人、または直系親族の人のみ請求することができます。申請書には本籍および筆頭者の氏名を記載していただきます。

証明の種類	だれが	どこで	請求に必要なもの
戸籍謄本・抄本 除籍謄本・抄本	本人か同じ戸籍に記載されている(いた)人、直系親族	住民課・藤久保出張所・竹間沢出張所(本籍地が他の市区町村の人は本籍地の市区町村役場へ)	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ・代理人が請求する場合は、委任状または代理人選任届出書(使用目的と提出先の記載が必要) ・相続等で親族の改製原戸籍が必要な場合は、記載されている人との関係がわかる書類(現在の戸籍謄本など)
改製原戸籍謄本・抄本			
戸籍の附票			
身分証明書	本人		

印鑑登録に関する届出・証明書

☎ 住民課 ☎ 内線142~146

印鑑登録証明は、それぞれの市町村が独自に条例で定めて行っているため、引っ越しなどで市区町村間の住所が異動した場合は、新たに登録が必要となります。本人の印鑑であることの証明を受けた実印は、契約や不動産の登記などのときに重要な役割を果たすものです。そのため、印鑑登録は本人が直接申請することが原則となっています。(印鑑を登録すると交付される「印鑑登録証」は大切に保管してください)

印鑑登録【初回手数料無料 再登録手数料300円】

種類	内容
登録できる人・印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・三芳町に住民登録をしている15歳以上の人。 ※成年被後見人で意思疎通のできない人は印鑑登録ができません。 ・既に登録されていない印鑑で、大きさは、1辺が8mmの正方形より大きく25mmの正方形より小さいもの、印影が鮮明で文字が判読でき、氏名以外の事項を表していないもの。 ※材質がゴムなど変形・変質してしまうもの、外枠のないもの、動物などの模様を輪郭にしたものなどは登録できません。
本人が申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・窓口に来る人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等、官公庁が発行した顔写真つきで本人を確認できる書類 ※本人の申請でも、上記写真付き本人確認書類がない場合、ご自宅に照会書を郵送します。
代理人が申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・登録する印鑑 ・本人が作成した代理人選任届と代理人の印鑑 ・代理人(窓口に来る人)のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等、官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類 ※代理人申請の場合は即日登録はできません。必ず本人に照会書を郵送します。後日、照会書回答欄を記入の上ご持参して頂かないと登録と証明書の発行ができません。
印鑑の紛失・改印 印鑑登録証の紛失・盗難等	<ul style="list-style-type: none"> ・登録している印鑑や印鑑登録証を紛失、または盗難などがあった場合にはただちに届け出てください。 ・登録している印鑑の変更や印鑑登録証の再交付が必要な時は、前回の登録を廃止した上で、新規登録の手続きが必要です。 ・印鑑登録者本人が町外へ転出、死亡、婚姻などによる氏の変更(氏が彫られた印鑑の場合)、または成年被後見人となった時は、登録が廃止されます。

※窓口で印鑑登録証明書を申請する場合は、印鑑登録証がないと発行できませんのでご注意ください。

戸籍・住民票等の交付手数料

☎ 住民課 ☎ 内線142~146

戸籍・住民登録に関する証明書の発行については、住民課・藤久保出張所・竹間沢出張所で発行しています。戸籍の証明については、三芳町に本籍のある人のみの発行になります(本籍地でお取りください)。

戸籍・住民登録に関する証明書等の交付手数料表

住民票の写し(個人・全員)、除票	1通	200円
印鑑登録証明書	1通	200円
印鑑登録証の再交付(本庁舎のみ)	1件	300円
戸籍謄本・抄本	1通	450円
除籍謄本・抄本	1通	750円
改製原戸籍謄本・抄本	1通	750円
戸籍記載事項証明書(本庁舎のみ)	1件	350円
受理証明書(本庁舎のみ)	1通	350円
身分証明書	1通	200円
戸籍の附票	1通	200円

パスポート(旅券)

☎ 住民課 ☎ 内線142~146

三芳町に住民登録されている人は、住民課でパスポートの申請をすることができます。

◆必要書類

1. 一般旅券発給申請書(本庁舎・出張所にあります)
2. 戸籍抄本または謄本
3. 写真1枚

写真の大きさ:縦4.5cm×横3.5cm
顔の寸法(頭頂からあごまで):3.2cm~3.6cm

4. 本人確認書類

パスポート(失効後6か月以内のものを含む)・運転免許証…1点
健康保険証・年金手帳・介護保険証・学生証等…2点

◆申請日時 月~金曜日9:00~12:00 13:00~16:30

◆受取日時 月~金曜日9:00~12:00 13:00~16:30

第1土曜日(変更の場合あり)9:00~11:30

※パスポートの申請・受取は本庁舎のみとなります。

マイナンバーカード

問 住民課 ☎内線142~146

マイナンバーカード(個人番号カード)は、プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が記載されています。

本人確認のための公的な身分証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等にもご利用いただけます。

マイナンバーカードの申請

マイナンバーカードの交付を希望する場合の申請方法は以下のとおりです。

- ①郵送による申請 ②スマートフォンによる申請
- ③パソコンによる申請等

詳細は、マイナンバーカード総合サイトのマイナンバーカードの交付申請のページをご覧ください。

また、申請方法がわからない等お困りの場合は、住民課にご相談ください。

※申請先は地方公共団体情報システム機構です。

マイナンバーカードの受け取り

マイナンバーカードの交付の準備が整い次第、住民課から交付通知の書類を郵送します。その後、住民課に電話等で予約し、必要書類等(交付通知書・通知カード・本人確認書類)を持参の上、本人が受け取りにきてください。

※本人確認書類

- ①官公署が発行した顔写真付き証明書(運転免許証・パスポート等)…1点
- ②「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもの(健康保険証・年金手帳・学生証・子ども医療費受給者証等)…2点

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末(マルチコピー機)から「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」を取得できます。

◆利用できる人

三芳町に住民登録をしており、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの人。※通知カードではコンビニ交付を利用できません。

証明書の種類と手数料

住民票の写し 1通200円
印鑑登録証明書 1通200円

住民票の写しは、本人及び同一世帯の人が取得できます。

※住民票の写しにマイナンバー、住民票コードを記載することはできません。(必要な場合は窓口交付をお願いします。)

世帯主及び続柄や本籍及び筆頭者の記載は選択できます。

※印鑑登録証明書は住民課窓口で印鑑登録をしている人のみ取得できます。

※発行制限の措置を受けている人は、コンビニなどでは取得できません。

住民票の写し等の本人通知制度

問 住民課 ☎内線142~146

本人や家族以外の第三者による住民票の写しや戸籍証明書などの取得があった場合、請求・交付があったことを通知する制度です。なお、この制度の利用には、予め登録が必要です。

どんなときに通知するのか	住民票の写しの場合、本人または同一世帯以外の人が申請・交付を受けたとき 戸籍の証明書の場合、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている人、直系の尊属、卑属の人以外の人 ※公官庁による公用請求や裁判・紛争に係る特定事務受任者(弁護士など)の請求があったときは通知されません。
何を交付したときに通知するのか	・住民票の写し、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、改製原戸籍謄本・抄本 ・住民票記載事項証明書 住民票の除票の写し ・戸籍記載事項証明書 戸籍の附票 ※登録者本人以外の人に関する個人証明書が交付されたときは通知されません。
通知の方法	通知の方法 登録された本人(または法定代理人)に封書にて通知
通知の内容	通知される内容 ・交付年月日 ・交付した証明書の種別 ・交付した通数または件数 ・請求者の種別
登録方法	本人がマイナンバーカード・運転免許証・パスポート等、本人確認書類をご持参のうえ申請してください。
注意事項	・この制度は第三者への交付を停止するものではありません。 ・交付を受けた第三者の氏名などの情報を知るには、情報公開条例に基づく開示請求が必要となります。
登録料金	無料

出張所の業務案内

藤久保出張所	竹間沢出張所
〒354-0041 藤久保7232-1 ☎258-0626	〒354-0043 竹間沢555-1 ☎259-8313

取り扱い業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 証明業務 印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍の謄本・抄本、身分証明書、住民票に関する諸証明、税に関する諸証明(固定資産税に関する証明を除く)など 2. 収納業務 町県民税、法人町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、水道料金及び下水道使用料、下水道事業受益者負担金、公民館使用料など 3. 福祉関係 児童手当に関する諸届、障がい者に関する諸届、福祉タクシー利用券・地域福祉バス利用券の交付など 4. 医療費関係 ひとり親医療に関する諸届、子ども医療に関する諸届、後期高齢者医療に関する諸届、重度心身障害者医療に関する諸届など 5. その他 埼玉県市町村交通災害保険の加入など
取り扱い時間	月～金曜日:8:30~17:15 第1土曜日(変更の場合あり):8:30~12:00

出張所で手続きできないものの例

- ・印鑑登録申請 転入・転出・転居届等
 - ・婚姻・出生・死亡届等 国民健康保険・国民年金の諸届
 - ・国民年金保険料の納付 パスポートの申請・交付
- なお、上記以外に受付・交付できないものもあります。